条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和７年６月定例県議会に提案される福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙１のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和４２年福岡県教育委員会規則第６号）第４条第１項の規定に基づき、臨時代理により、別紙２のとおり回答しましたので、同条第２項の規定により報告し、承認を求めます。

令和７年６月２５日

教　　育　　長

別紙１

７人第３３７号
令和７年５月１２日

福岡県教育委員会　殿

福岡県知事　　服部　誠太郎

条例の提案に対する意見の聴取について

令和７年６月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

１　提案条例案
　福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

２　回答期限
　令和７年５月１６日

別紙２

７教総第５７９号
７教教第５３５号
令和７年５月１６日

福岡県知事　殿

福岡県教育委員会

条例の提案に対する意見の申出について（回答）
（対５月１２日７人第３３７号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の制定に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充するほか、所要の規定の整備を行うもの。

２　改正の概要

（１）部分休業制度※の拡充（福岡県職員の育児休業等に関する条例）

※未就学児を養育する職員が育児のために勤務しないことを認める制度

現行	改正案
１日につき２時間の範囲内	１日につき２時間の範囲内 又は １年度につき１０日の範囲内

（２）仕事と育児の両立支援の強化（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例）

・自身又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する情報提供及び意向確認

・３歳未満の子を養育する職員に対する情報提供及び意向確認

３　施行期日

令和７年１０月１日

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第一　概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の制定に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充するほか、所要の規定の整備を行うものである。

第二　条例案の要旨

一　福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

㈠　現行の部分休業を請求することができる時間帯を拡大し、第一号部分休業とするものであること。（第二十三条関係）

㈡　第二号部分休業について規定を設けるものであること。（第二十三条の二、第二十三条の四関係）

㈢　部分休業を請求することができる期間について規定を設けるものであること。（第二十三条の三関係）

㈣　部分休業の内容を変更することができる特別な事情について規定を設けるものであること。（第二十三条の五関係）

㈤　部分休業の承認の取消事由について規定を設けるものであること。（第二十五条関係）

㈥　その他所要の規定の整備を行うものであること。（第二十二条、第二十四条関係）

二　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

㈠　妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等について規定を設けるものであること。（第十九条の二関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うものであること。（第十九条の三、第十九条の四関係）

三　この条例は、令和七年十月一日から施行するものであること。（附則第一項関係）

四　所要の経過措置を設けるものであること。（附則第二項、第三項関係）

第　　号議案

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和七年　　月　　日

福岡県知事　　服部　誠太郎

理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）の制定に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条　福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、同号中「除く。」の下に「次条において同じ。」を加える。

第二十三条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、」に、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十三条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十三条の二　育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求が

あったとき　当該勤務時間の時間数

二　第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十三条の三　育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十三条の四　育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　非常勤職員以外の職員　七十七時間三十分

二　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十三条の五　育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十四条第一項及び第二項中「部分休業」を「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」に改める。

第二十五条中「第十四条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。」に改める。

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三を第十九条の四とする。

第十六条中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改める。

第十九条の二第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十九条の二　任命権者は、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）第二十六条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三　福岡県職員の育児休業等に関する条例第二十六条の規定によ

る申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三　対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の福岡県職員の育児休業等に関する条例第二十三条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3　任命権者は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十九条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第　　号議案

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）〔第一条関係〕

新旧対照表

改正案	現行
（部分休業をすることができない職員） 第二十二条　育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二　勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。次条において同じ。）	（部分休業をすることができない職員） 第二十二条　育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二　勤務日の日数及び勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）
（第一号部分休業の承認） 第二十三条　育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。 2　労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十六条の二の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3　非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	（部分休業の承認） 第二十三条　部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。 2　労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十六条の二の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
（第二号部分休業の承認） 第二十三条の二　育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。	（新設）

改正案	現行
一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 二　第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数	
（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間） 第二十三条の三　育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。	（新設）
（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第二十三条の四　育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 一　非常勤職員以外の職員　七十七時間三十分 二　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間	（新設）
（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情） 第二十三条の五　育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	（新設）
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第二十四条　職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条及び学校職員給与条例第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条又は学校職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2　会計年度任用職員が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）第九条第四項第三号及び第十条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第九条第四項第四号において一般職員の例により算出することとされる勤務一時間当たりの給与額又は同条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額を減額して給与を支給する。	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第二十四条　職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条及び学校職員給与条例第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条又は学校職員給与条例第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2　会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第四号）第九条第四項第三号及び第十条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第九条第四項第四号において一般職員の例により算出することとされる勤務一時間当たりの給与額又は同条例第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額を減額して給与を支給する。
（部分休業の承認の取消事由） 第二十五条　育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。	（部分休業の承認の取消事由） 第二十五条　第十四条の規定は、部分休業について準用する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）　〔第二条関係〕

新旧対照表

改正案	現行
（介護休暇） 第十六条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十九条の三第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3　略	（介護休暇） 第十六条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十九条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3　略
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第十九条の二　任命権者は、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）第二十六条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 三　福岡県職員の育児休業等に関する条例第二十六条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2　任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 三　対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3　任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配	（新設）

改正案	現行
慮しなければならない。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第十九条の三　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２・３　（略） 第十九条の四　（略）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第十九条の二　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２・３　（略） 第十九条の三　（略）